

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会事務機器貸出取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する事務機器を本会の業務に支障がない範囲で、鎌倉市福祉センター内で使用を希望する者に貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(申込方法)

第2条 事務機器の使用を希望する者は、鎌倉市福祉センター内事務機器使用申込書に所定事項を記入し、本会に申し込むものとする。

2 前項の使用申込書の受付開始は、原則として利用日に属する月の3か月前の月の1日からとする。

(利用の原則)

第3条 緊急な会議等により本会が、既に使用申込のあった事務機器を使用する必要が生じたときは、既に承認した貸出しを取り消すことができる。この場合において、使用申込みのあった者に対しては、利用日の3週間前までに連絡するものとする。

(貸出事務機器)

第4条 使用申込みすることのできる事務機器は、別表のとおりとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、当日限りとする。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(破損の責務)

第7条 事務機器の貸出し時間中、故意若しくは不注意により破損又は紛失した場合は、利用者が原形に復旧する責務を負うものとする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

(貸出簿)

第8条 この事務機器の管理は、備付けの貸出簿によって行う。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条）

NO.	貸出資機材名
1	プロジェクター
2	パソコン
3	OHP
4	アンプ（マイク付）
5	スクリーン